

総 基 視 第 9 6 号
令 和 7 年 5 月 19 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会会長 殿

総務省総合通信基盤局長

令和7年度電波利用環境保護に関する周知・啓発活動について（依頼）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、情報通信技術の一層の発展を受け、電波利用の機会は増加の一途を辿っており、一般国民が電波を使用した機器に接する機会が増大しております。

このような中で、電波利用秩序を維持し、誰もが安心して電波を利用でき、電波を利用したサービスを受けられる環境を維持することはますます重要になってきております。

しかしながら、無線局免許が必要にも関わらず、免許を有しないで開設・運用する無線局（以下「不法無線局」という。）は依然として多数存在しており、警察・消防救急・防災行政無線等の重要無線通信に対する混信・妨害をはじめ、テレビやラジオの受信障害、携帯電話への障害等、深刻な事案が多数発生し、当省に混信妨害申告が寄せられています。さらに、インターネットショッピングやインターネットオークションで手軽に違法な無線機器を購入・使用することによる重要通信妨害等の事例も発生し、電波環境の悪化が懸念される状況となっています。

こうした状況から、当省としては、不法無線局による混信その他の妨害から重要無線通信をはじめとする無線通信の利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進するため、令和7年度においても別紙1の実施概要のとおり、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的に実施するとともに、不法無線局の取締りを強化することとしております。

つきましては、貴連合会におかれましても、又は貴連合会から各都道府県等の各支部に対しまして協力要請いただき、引き続き別紙2の事項についてご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

令和7年度電波利用環境保護周知啓発強化期間実施の概要

1 目 的

電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法及び違反無線局対策の強化をすることにより、正しく無線局を運用している電波利用者を、不法及び違反無線局による混信その他の妨害等から保護し、良好な電波利用環境の整備を推進することを目的とし、昭和52年度から毎年実施している。(平成20年度まで「電波利用保護旬間」として実施。平成21年度から名称変更。)

2 キャッチフレーズ

「あなたは知ってる？電波のルール」

3 期間

令和7年6月1日から6月10日まで

4 主催

総務省

5 協力を要請する関係省庁及び関係団体（順不同）

農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁、出入国在留管理庁、観光庁、海上保安庁、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、受信環境クリーン中央協議会、一般社団法人全国陸上無線協会、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国船舶無線協会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人日本ラジコン電波安全協会、モータースポーツ無線協会、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人全国産業資源循環連合会、日本郵政株式会社及び公益社団法人全国工業高等学校長協会

6 実施方法

(1) 周知・啓発活動

令和7年6月1日から同年6月10日までの期間を中心に下記の周知・啓発活動を重点的に実施する。

ア 新聞、専門紙等による周知・啓発

イ 関係団体等に対してポスター及びリーフレットの配布

ウ 自治体、関係団体の広報誌等を活用した周知・啓発

※詳しくは、最寄りの総合通信局又は沖縄総合通信事務所にお問い合わせください。

(2) 不法及び違反無線局対策の強化

不法及び違反無線局の対策については、令和7年6月1日から6月30日までを強化期間として設定し、良好な電波利用環境の実現を推進していきます。

7 連絡先

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課 監視管理室
担 当：小幡電波監視官、斎藤官、波多野官
電 話：03—5253—5911

[協力依頼事項]

総務省の電波利用環境保護活動に関する周知・啓発活動に対して、次のとおり協力願います。

- 1 総会、会議等において、総合通信局等の周知・啓発活動に関する説明時間の確保
- 2 ポスター、リーフレット等の配布
- 3 会報紙等による周知・啓発活動
- 4 上記 1～3 の他、総合通信局等と調整の上、電波利用環境保護活動への協力

総務省総合通信局等の問い合わせ先一覧

本件依頼に関するお問い合わせ等は、以下の該当する総合通信局等をお願いします。

管轄地域	該当局	担当課	電話	所在地
北海道	北海道総合通信局	電波利用 環境課	011-709-2311 (内線 4744)	〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎
青森、岩手、 宮城、秋田、 山形、福島	東北総合通信局	電波利用 環境課	022-221-0677	〒980-8795 仙台市青葉区本町 3 丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎内
茨城、栃木、 群馬、埼玉、 千葉、東京、 神奈川、山梨	関東総合通信局	電波利用 環境課	03-6238-1803	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1 丁目 2-1 九段第 3 合同庁舎
新潟、長野	信越総合通信局	監視調査課	026-234-9976	〒380-8795 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎
富山、石川、 福井	北陸総合通信局	監視調査課	076-233-4442	〒920-8795 石川県金沢市広坂 2 丁目 2-60 金沢広坂合同庁舎
岐阜、静岡、 愛知、三重	東海総合通信局	電波利用 環境課	052-971-9617	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1 丁目 15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館
滋賀、京都、 大阪、兵庫、 奈良、 和歌山	近畿総合通信局	電波利用 環境課	06-6942-8524	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1 丁目 5-44 大阪合同庁舎第 1 号館
鳥取、島根、 岡山、広島、 山口	中国総合通信局	電波利用 環境課	082-222-3333	〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36
徳島、香川、 愛媛、高知、	四国総合通信局	電波利用 環境課	089-936-5055	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2 丁目 1 4 番地 4
福岡、佐賀、 長崎、熊本、 大分、宮崎、 鹿児島	九州総合通信局	電波利用 環境課	096-312-8256	〒860-8795 熊本市西区春日 2 丁目 10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟
沖縄	沖縄総合通信事務所	監視調査課	098-865-2308	〒900-8795 沖縄県那覇市おもろまち 2-1- 1 那覇第 2 地方合同庁舎 3 号 館